

青森県報

第四千六百六十二号

平成二十八年
六月二十日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	二
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	(同)	三
食品衛生法による登録養成施設の名称の変更の届出	(保健衛生課)	三
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定	(こどもみらい課)	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出	(障害福祉課)	四
家畜伝染病の発生	(畜産課)	四
公共測量の実施	(監理課)	四
道路の区域の変更	(道路課)	四
建設業者の許可の取消し	(東青地域 県民局)	五

右 同 () 五

出先機関

土地改良区の役員住所変更 (三八地域) 五

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) 六

告 示

青森県告示第四百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
きどくりニック	八戸市大字田向字冷水二二三の一	平成二六・五・一
サンケア薬局南類家店	八戸市南類家二丁目一七の三〇	二六・四・一
調剤薬局ソルハドレッジ八戸諏訪店	八戸市諏訪三丁目三の二〇	二六・五・二
アーチ薬局いたやなぎ	北津軽郡板柳町大字福野田字美田五三の八	二六・五・一

訪問看護リハビリステーション愛あい
三戸郡五戸町字下モ沢向二の四〇
二六・五九

青森県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	年 月 日 更
変更前	ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	平成 二六・四・一
変更後	アイセイ薬局是川店		
変更前	こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	
変更後	アイセイ薬局東八戸店		
変更前	こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	
変更後	アイセイ薬局大間店		

青森県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
津田医院	弘前市大字桔梗野四丁目七の四	平成二六・三・三
桔梗野調剤薬局	弘前市大字桔梗野四丁目七の一七	"
たむら薬局浜通り店	八戸市白銀三丁目六の一四	二六・五・六
白戸胃腸科外科医院	五所川原市字栄町六四の一	二六・三・三
有限会社えびな調剤薬局	五所川原市字栄町七〇の一	"

青森県告示第四百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ八戸諏訪店	八戸市諏訪三丁目三の二〇	平成二六・五・二
アーチ薬局いたやなぎ	北津軽郡板柳町大字福野田字美田五三の八	二六・五・一

青森県告示第四百二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による

る生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	名 称	所 在 地	年 月 日 更
アイセイ薬局大間店	こまつや薬局	アイセイ薬局東八戸店	アイセイ薬局是川店			八戸市是川四丁目二の四	平成 六・四・一
						八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	"
						下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	"

青森県告示第四百二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
津田医院 たむら薬局浜通り店 白戸胃腸科外科医院 有限会社えびな調剤薬局	弘前市大字桔梗野四丁目七の四 八戸市白銀三丁目六の一四 五所川原市字栄町六四の一 五所川原市字栄町七〇の一	平成六・三・三 六・五・六 六・三・三 "

青森県告示第四百二十五号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十六条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり登録養成施設の設置者から登録養成施設の名称を変更した旨の届出があったので、同令第二十条第二号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	所 在 地	年 月 日 更
弘前大学農学生命科学部食料資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース	弘前大学農学生命科学部生物資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース			弘前市大字文京町三	平成 六・四・一

青森県告示第四百二十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	みちのく調剤薬局 調剤薬局ツルハドラッグ八戸諏訪店	所在地	五所川原市大字姥汐字船橋二五四の二 八戸市諏訪三丁目三の二〇	指 定 日	平成 二六・五・六 二六・五・三
訪問看護リハビリテーション愛あい	三戸郡五戸町字下モ沢向二一の四〇				二六・五・四

青森県告示第四百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	あおい訪問看護ステーション	八戸市大字新井田字八森平一の六	平成 二六・五・二四
変更後		八戸市柏崎一丁目一の六ソライナ一〇一	

青森県告示第四百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発 生 日
ヨ一ネ病	牛	患畜	四	十和田市	平成 二六・六・一

青森県告示第四百二十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
五戸町
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真測量）
- 三 測量の期間
平成二十八年五月二十三日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
三戸郡五戸町地内

青森県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	種 道 路 類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	国 道	二七九号	上北郡横浜町字上イタヤノ木八六の一〇四から 上北郡横浜町字吹越五四の四まで	前 後	九・七八メートルから 四一・七〇メートルまで	六九九〇・〇〇メートル	
			上北郡横浜町字上イタヤノ木二七七の一から 上北郡横浜町字豊栄平一五二の一まで	後	四一・七〇メートルから 一〇三・四五メートルまで	六八六〇・〇〇メートル	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大平設電
- 二 氏名 大平 和幸
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字佐野三一の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一〇〇六七五号
- 五 取消年月日 平成二十八年五月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 葛西工建
- 二 氏名 葛西 光明
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字横内字亀井一の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一〇〇六一二号
- 五 取消年月日 平成二十八年五月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年四月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、福

地土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	庭 田 正 男	旧住所 三戸郡南部町大字苦米地字明戸一八 新住所 三戸郡南部町大字苦米地字明戸一七の 一	平成二八・二・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成二十八年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一一、三三六 人
二二二、五三四 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区	七、〇八六 人
西津軽郡選挙区	五、七五五 人
南津軽郡選挙区	六、五九六 人
北津軽郡選挙区	七、八四六 人
上北郡選挙区	二七、八四五 人
三戸郡選挙区	二〇、一八九 人
青森市選挙区	八一、二九八 人
弘前市選挙区	四九、七五五 人
八戸市選挙区	六四、七二六 人
黒石市選挙区	九、七一一 人
五所川原市選挙区	一九、五一一 人
十和田市選挙区	一七、五三五 人
三沢市選挙区	一〇、八五八 人
むつ市選挙区	二一、五七九 人
つがる市選挙区	九、七三六 人
平川市選挙区	二一、〇六一 人

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭